

**NIDEC グループ
サプライチェーンCSR推進ガイドブック
Ver. 2.0**

お取引先各位

本ガイドブックは、法令の順守、人権の尊重、労働倫理の実践、安全衛生への配慮ならびに環境保全を重視する経営を通して、NIDECグループおよびサプライチェーンへの信頼、価値、競争力を将来に渡り確保することを目的に作成されました。

ビジネスのグローバル展開が加速する今日の市場環境において、企業は自らのビジネス行動の影響を受ける全ての人々（ステークホルダー）へ配慮した事業運営を国際的倫理観に基づき実行するよう求められています。私共NIDECグループは、こうしたステークホルダーの期待に応えることを通じて取引先の皆様と長きに渡り築き上げてきた社会的信頼をさらに強固なものとし、サプライチェーン全体が文化的多様性と国際的ビジネスルールの調和を図りながら持続的成長を遂げることを望んでいます。

当社のお客様や投資家を含むステークホルダーの視線は、NIDECグループとそのサプライチェーンが関与するあらゆる選択と行動に注がれていると言っても過言ではありません。新たな成長機会の獲得とそれに伴う社会的責任の遂行を実現するためには、取引先様と価値観を一つにすることでサプライチェーン全体が社会の期待に沿ったビジネス行動を実践できる環境を醸成、維持する必要があります。

今般、当社は国際的に認知された各種ガイドラインを参考に、取引先様と共に果たすべき社会的責任の基本的な考え方および実践すべき事柄を「サプライチェーンCSR推進ガイドブック」としてまとめました。

取引先の皆様におかれましては本ガイドブックの趣旨をご理解のうえ、NIDECグループと一体となって取り組みを進めて頂きますようお願い申し上げますと同時に、皆様の取引先各位ともこの考え方をご共有いただきたく存じます。

2025年4月

ニデック株式会社
グローバル購買統括本部
サステナビリティ推進部

<目次>

1. 誠実な事業活動	P4~5
1) 贈収賄の禁止		
2) 公正な競争		
3) 情報開示		
4) 知的財産権の尊重		
5) 情報セキュリティ		
6) 内部通報制度		
7) 製品の安全性		
8) 品質マネジメントシステム		
9) 責任ある鉱物調達		
2. 人権の尊重と労働	P5~6
1) 強制労働の禁止		
2) 児童労働の禁止		
3) 差別と非人道的な扱いの禁止		
4) 適切な賃金		
5) 労働時間と休日／休暇		
6) 結社の自由と団体交渉権		
3. 環境との調和	P6~8
1) 環境マネジメントシステム		
2) 環境保全活動と環境負荷の低減		
3) 環境許可と報告		
4) 汚染防止と資源削減		
5) 有害物質		
6) 固形廃棄物		
7) 大気への排出		
8) 材料の制限		
9) 水管理		
10) エネルギー消費と温室効果ガス排出		
11) 環境配慮設計とライフサイクルアセスメント		
12) 生物多様性の保全		
13) 環境関連情報の開示		
4. 労働安全と衛生	P8~9
1) 労働安全衛生マネジメントシステム		
2) 職務上の安全		
3) 緊急時への備え		
4) 労働災害及び疾病		
5) 身体的負荷が大きい作業に関わる配慮		
6) 産業衛生		
7) 機械装置の安全対策		
8) 衛生設備、食事、および住居		
9) 安全衛生コミュニケーション		

5. 社会との調和 P10

- 1) 地域社会との関係
- 2) 社会的課題への取り組み

6. 実効性の確保 P10～11

- 1) 企業のコミットメント
 - 2) 経営者の説明責任
 - 3) リスクの評価および管理
 - 4) 改善目標
 - 5) 教育・訓練
 - 6) コミュニケーション
 - 7) 従業員によるフィードバックおよび参加
 - 8) 監査
 - 9) サプライヤーへの協力要請
-

1. 誠実な事業活動

NIDEC グループならびにそのサプライチェーンは、国際的に認知されているガイドラインの趣旨を踏まえた誠実、公正かつ透明性の高いビジネス活動を行い、事業を営む国、地域、都市および管轄区域の法的、倫理的、社会的要件を遵守します。

取引先の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 贈収賄の禁止

- 各国・地域が定める法規制を遵守し、非道義的な取引を行わない。
- 贈収賄・腐敗行為をいっさい容認しない。顧客や協力会社（サプライヤー、請負業者、仲介業者、コンサルタントその他サービス提供者等）とのビジネスにおいて不当に高額な贈答品や接待を提供・受領しない。
- 国内外の公務員等ならびにその家族に対し、不当な便益を目的とする現金、贈答品、食事、接待等を提供・約束しない。

2) 公正な競争

- 以下を含む違法かつ、倫理性を欠く営業活動、取引行為を行わない。
 - ・あらゆる形態の恐喝・横領
 - ・反社会的勢力への関与、ならびにそれらを利用もしくは利する行為
- 以下を含む不公正な営業活動、取引行為を行わない。
 - ・協力会社に対する優越的地位の濫用
 - ・競合他社との共謀、その他公正で自由な競争を阻害する行為

3) 情報開示

- 関連する法規制と業界基準に従い、労働安全・衛生、環境活動、事業活動、事業体制、財務状況、業績等に関する情報を開示する。

4) 知的財産権の尊重

- 自社の知的財産権を保護すると同時に、他社の知的財産権を侵害することがないように適切な手段を講じる。

5) 情報セキュリティ

- 適切な情報管理手段の継続的運用を通じて自社が保有する機密情報を正しく取り扱い、アクセス権限を持たない者による情報資産の取得、悪用、改ざん、公開、漏洩を防止する。システム運営上の重要な機能要件には以下が含まれる。
 - ・保有する情報資産を情報セキュリティ上の脅威から保護し、自社および関連当事者の損害を防止する環境の確保
 - ・顧客/協力会社情報と従業員個人情報の管理および保護
 - ・個人情報の収集、保存、処理、送信、共有する際のプライバシー確保、ならびに情報セキュリティに関連する全ての法規制の遵守

6) 内部通報制度

- 内部通報窓口を設置し、不正会計、贈収賄、労働安全、ハラスメント、その他各種法令、社内規則及び倫理等に違反する行為に関する社員からの報告や問題提起を奨励する。

- 以下の条件を充足するプロセスを維持・管理すること。
 - ・不正行為やその懸念を通報した善意の従業員の秘密性と匿名性を保証する。
 - ・嫌がらせ、差別、脅迫、解雇等いかなる形の報復からも通報者を保護する。

7) 製品の安全性

- 製品の企画、開発、設計、製造、販売、アフターサービスを含む全ての側面において製品の安全性に最大限の注意を払う。また、法令に基づく製品安全基準の遵守はもとより、製品の安全性を継続的に確保するために法令基準を常に上回るよう努める。
- 製品の安全性に関わる情報を入手した場合は速やかに生産履歴の追跡調査を実施して原因を特定し、当該製品に関連する NIDEC グループ事業所へ通知する。

8) 品質マネジメントシステム

- 実効性の高い品質マネジメントシステムの確立、維持、改良により、製品の品質を向上させる PDCA プロセス（計画・実行・評価・改善）を継続的に運用する。

9) 責任ある鉱物調達

- 製品に含まれるタンタル、スズ、タングステンおよび金が、コンゴ民主共和国において深刻な人権侵害を犯している武装集団の直接的または間接的な資金源になることのないよう、NIDEC グループが随時実施するサプライチェーン調査に協力する。原則として業界標準のテンプレートを使用（CMRT）し、自社製品に含まれる上記鉱物の製錬所を特定する調査を実施したのち、当該製品に関連する NIDEC グループ事業所の要求に応じて調査結果を提供する。

2. 人権の尊重と労働

グローバル化した今日の市場環境において、NIDECグループならびにそのサプライチェーンは、様々な社会的、政治的、法的、経済的に異なるシステムと多種多様な文化、伝統、言語に接しながら事業を運営しています。個人の人権が尊重される職場環境は全ての従業員が存分に能力を発揮するうえで不可欠です。

取引先の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 強制労働の禁止

- 強制労働、債務労働、奴隷労働、人身売買による労働力を利用しない。
- 法的に義務付けられている場合を除き、従業員のパスポート、労働許可証などの身分証明書や出入国関連書類を保持、破損、没収したり、本人によるそれら書類の参照を拒否する行為を容認しない。

2) 児童労働の禁止

- 最低就業年齢は、現地法に定められている就業可能年齢あるいは ILO（国際労働機関）が定める年齢（15 才以上）のいずれか高い方を優先する。
- 18 歳未満の若年労働者を危険な仕事や夜間業務、時間外労働に従事させないよう監督する。

3) 差別と非人道的な扱いの禁止

- 求人、雇用、職場における差別を排除することにより機会均等と処遇における公正性を確保する。
- 賃金、昇進、報酬、および研修の利用等に関し、人種、国籍、出身民族または出身国、肌の色、性差、性的指向、性自認、宗教、職制、年齢、障がいの有無、妊娠、結婚歴、所属政党、労働組合員であるかどうか、その他の理由によるいっさいの差別を排除する。
- 従業員や協力会社に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、ジェンダー、マタニティ、育児・介護休業等、その他いっさいのハラスメント、嫌がらせ、虐待その他いっさいの非人道的な扱いを禁じ、これらを防止する措置をとる。

4) 適切な賃金

- 最低賃金、時間外賃金、法定給付その他を含む全ての従業員報酬に関する法的要件を充足する。さらに、それを上回る生活賃金の支払いに努める。非合法または不当な懲戒的減給を行わない。
- 従業員が提供した労務の対価に関する正確な詳細情報が記載された給与明細書を本人に対し適時に通知する。

5) 労働時間と休日／休暇

- 時間外労働時間、最長労働時間に関わるすべての法的要件を充足する。加えて、時間外労働を含む1週間当たりの従業員労働時間が慢性的に60時間を超えるケースが認められる場合は是正措置を講じる。
- 現地法に別段の定めがある場合を除き、従業員に対し1週間に少なくとも1日の休日ならびに法令に定められた年次有給休暇を付与する。

6) 結社の自由と団体交渉権

- 従業員が自由に労働組合を結成または労働組合へ参加する権利、団体交渉および平和的集会へ参加する権利を尊重するとともに、それら活動に関与しない権利も同様に尊重する。
- 従業員またはその代表者が差別、報復、脅迫、ハラスメント等を懸念することなく経営陣と労働条件や経営に関する意見を交換できる環境を保証する。

3. 環境との調和

環境責任の理解と実践は世界に通用する製品を生産するうえでの必須条件です。NIDECグループならびにそのサプライチェーンは、事業が地域社会、環境、天然資源へ及ぼすマイナス影響を最小限に抑えるとともに、公衆の健康と安全を守る義務を負っています。また、環境への優れた適応力は、新たな環境規制や市場要求への対応を迅速化すると同時に、環境親和性が高い新製品やソリューションのタイムリーな商品化を可能にします。

取引先の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 環境マネジメントシステム

- 地球環境保全の向上、環境負荷の低減を図るための適切な環境マネジメントシステムを構築、維持、管理し、その改善を継続的に実施する。

2) 環境保全活動と環境負荷の低減

■資源利用量、エネルギーの使用量、気候変動の主因となる温室効果ガスの排出量、大気への排出量、水使用量（取水）、固形廃棄物総量、廃水量を主な削減対象とし、現地法および関連法規制に沿い発生源対策、抑制、リサイクルおよびリユースを推進する。

【資源の有効活用】

- a) 資源使用量を最適化する。
 - ・水、森林、金属など天然資源の節約
 - ・包装材料の削減
 - ・製造時における投入資源の削減
 - ・製造時における排出物削減及び廃棄物発生 최소화
- b) 資源をリユースする。
 - ・リユース方法の簡易化
 - ・製品の長寿命化
- c) 資源をリサイクルする。
 - ・再生材の利用
 - ・部品のリユース
- d) 分解性／破砕処理を簡易化する。

3) 環境許可と報告

■必要なすべての環境許可、承認、および登録を取得し、最新の状態に維持するとともに、その運用及び報告要件を遵守する。

4) 汚染防止と資源削減

■汚染源の管理や汚染防止設備の追加、ならびに生産、保守、設備管理におけるプロセス変更を通じて汚染物質の排出および廃棄物の発生を最小限に抑えると同時に、水、化石燃料、ミネラル、林産物等の天然資源の保護に努める。

5) 有害物質

■人体または環境に有害な影響をもたらす化学物質等にはラベルを貼付して明確に識別すると同時に、それら物質の安全な取扱い、移動、保管、使用、リサイクル、再使用、廃棄が確実に実施されるよう管理する。

6) 固形廃棄物

■固形廃棄物（非有害廃棄物）を特定し、その管理、削減、リサイクルに努める。

7) 大気への排出

■揮発性有機化学物質、エアゾール、腐食剤、微粒子、オゾン層破壊化学物質、および生産過程で発生する燃焼副生成物を含む大気への排出物質について、放出前にその特性を確認し、定期的なモニタリング、管理、処理を実施すると同時に、排気管理システムの監視に努め

る。

8) 材料の制限

■リサイクルおよび廃棄に関する表示法、ならびに特定物質の製品内/製造過程における使用を禁止または制限するすべての法律、規則および顧客要件を遵守する。

9) 水管理

■水源および取水/排水の監視、特徴分析、文書化を行う水管理体制を可能な限り整備して水の使用量と排出量を節減すると同時に、汚染物質の水路への混入を防止する。

10) エネルギー消費と温室効果ガス排出

■エネルギー消費量ならびに温室効果ガス排出量を記録し、エネルギーの効率改善、消費量の削減、温室効果ガスの排出量低減を推進する。

11) 環境配慮設計とライフサイクルアセスメント

■原料の採取から製造・流通・廃棄に至る製品のライフサイクルで発生する環境負荷を評価し、環境への影響が小さい製品の開発に努める。

12) 生物多様性の保全

■危機に瀕している動植物の保全を通じ、生物多様性の維持に取り組む。

13) 環境関連情報の開示

■ステークホルダーとの良好な関係を築く手段として、自社の環境管理における取り組みおよびその成果を定期的に開示する。

4. 労働安全と衛生

NIDECグループならびにそのサプライチェーンは、業務に起因する危険から従業員を保護するため、職場における労働安全衛生の確保に努めます。安全で健康的な労働環境はけがや病気の発生を最小限に抑えると同時に、製品やサービスの品質、生産の安定性、従業員の定着率、労働意欲の向上に寄与します。全ての従業員には安全な職場環境を享受する権利があると同時に、他者の安全にも配慮する責任があります。NIDECグループならびにそのサプライチェーンは、労働安全衛生法および自社の安全指針に従い、従業員を危険な職務に従事させないよう配慮します。（「OHSAS18001」ならびに「労働安全衛生に関するILOガイドライン」を参照）。

取引先の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 労働安全衛生マネジメントシステム

■職場における従業員の健康と安全に関わるリスクの低減を目的とする方針と手順を成文化維持、改善する。

2) 職務上の安全

■従業員を取り巻く潜在的な危険要因（電気、ガスその他エネルギー源、火、車両、転落リスク等）を管理するため、合理的な管理設計、システム制御、予防保全、安全作業手順（ロックアウト／タグアウトを含む）および個人用保護具を整備する。また、安全教育を継続的に実施し、従業員による安全リスクの提起を奨励する。

3) 緊急時への備え

■緊急事態リスクを特定・評価し、人、環境、資産への影響を最小限に抑えるための対策と対応手順を確保する。（緊急対策、発生報告手順、従業員通知および避難手順、教育・訓練、適切な火災報知および消火システム、退出施設、復旧計画等）。

4) 労働災害及び疾病

■以下を含む職場におけるけがや疾病の防止、管理、記録、監視、報告のための手順およびシステムを整備する。

- a) 従業員による通報の促進
- b) 災害・疾病の分類・記録
- c) 健康状態の測定および健康の維持・管理に関するサポート
- d) 必要に応じた治療の提供
- e) 災害・疾病の調査、原因の排除に向けた是正対策の実行
- f) 従業員の職場復帰の促進

5) 身体的負荷が大きい作業に関わる配慮

■手作業で原材料を取扱う仕事、反復的な力仕事、長時間の立ち作業、高度に反復的かつ過重な組み立て作業等を特定し、定期的な休憩、作業補助用具の使用、作業の分割等の手段を通じて身体的負荷が大きい作業に起因する従業員のけが・疾病を防止する。特に、妊娠／授乳期間中の女性従業員が過重な負荷のかかる仕事に従事することのないよう十分配慮する。

6) 産業衛生

■職場における化学的、生物学的、物理的な危険源の曝露から従業員を保護するためにそれらリスクの特定・評価・管理を実施するとともに、適切な個人用保護具を整備する。

7) 機械装置の安全対策

■生産機械その他機械類の安全性評価に基づき、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック等の安全・防護対策を適切に保守・管理する。

8) 衛生設備、食事、および住居

■従業員に清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設を提供する。

9) 安全衛生コミュニケーション

■従業員に対し可能な限り母国語による職場の安全衛生トレーニングを提供するとともに、安全衛生関連の情報を施設内に明示する。

5. 社会との調和

企業の社会的責任はおよそ事業が社会と関わる場所全てに存在します。直接的利害関係者の利益はもちろんのこと、様々な地域社会の関心を受け止めその実現をサポートすることもNIDECグループならびにそのサプライチェーンの重要な社会的責任です。

取引様の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 地域社会との関係

■開かれた誠実なコミュニケーションを通じて地域の見解・懸念を事業に反映することにより、事業に何らかの形で影響を受ける全ての地域社会と良好な関係を築く。

2) 社会的課題への取り組み

■気候変動、環境破壊、貧困、エネルギーと天然資源の不足、健康問題等を含む主要な世界的社会課題の解決に寄与するビジネスで持続的成長を目指す方針をNIDECグループと共有する。

6. 実効性の確保

NIDECグループならびにそのサプライチェーンは、本ガイドブックの要件を反映した管理体制を採用もしくは自ら構築し、その継続的運用に努めます。主軸となる要素は (a) 参加者の業務および製品に関連する適用法、規制、および顧客要件の遵守 (b) 本方針への適合、および (c) 本方針に関連した業務上のリスクの特定と軽減です。管理プロセスの構築においては「ISO14001」、「OHSAS18001」、「RBA行動規範(旧EICC)」等の認証・規格を取得または参照します。

取引先の皆様におかれましては以下の事項を遵守いただきたくお願い申し上げます。

1) 企業のコミットメント

■人権、労働、倫理、安全衛生、環境、管理の仕組みにおける会社のコミットメントならびにコンプライアンスおよび継続的改善へ向けた取り組みを明示する(可能な限り現地語にて)。

2) 経営者の説明責任

■管理体制の機能性と取り組みの実施状況を定期的にレビューする役員および会社の代表者を特定する。

3) リスクの評価および管理

■法令遵守、環境、安全、衛生、および会社業務に関連する労働慣行や倫理リスクを特定するプロセスを策定・維持するとともに、特定されたリスクの重要性を相対的に判定し、適切な手順と管理を実施する。

4) 改善目標

■社会・環境分野における取り組みを改善するための目標および実施計画を策定し、その達成度を定期的に評価する。

5) 教育・訓練

■従業員が会社の方針、手順、改善目標ならびに法規制の要件を満たすうえで必要な教育・訓練を実施する。

6) コミュニケーション

■会社の方針、活動内容、期待、および業績に関する明確かつ正確な情報を従業員、協力会社、および顧客に伝達するうえで必要なプロセスを構築・維持する。

7) 従業員によるフィードバックおよび参加

■本ガイドブックに記載された行動原則および条件に関する従業員の理解度と意見内容を把握し、継続的改善につなげるプロセスを構築・維持する。

8) 監査

■本ガイドブックおよび法規制の要件、その他社会・環境責任に関わる顧客要求事項への適合状況を定期的に評価（内部監査）する。また、顧客要求に応じて、あるいは自主努力の枠組みにおいて適宜外部監査を活用し内部監査を補完するとともに、業界のベスト・プラクティスを取り入れるよう努める。

9) サプライヤーへの協力要請

■本ガイドブックの要件を協力会社に伝達し、その遵守を要請する。

以上

<改定履歴>

日付	Ver.	主な改定内容
2018年2月	1.0	・初版
2023年4月	1.1	・社名変更
2025年4月	2.0	・「NIDEC グループ人権基本方針」の改定を反映